

令和 7 年 6 月 2 4 日
防 衛 省

自衛隊法第 6 5 条の 1 1 第 5 項の規定に基づく自衛隊員の再就職
状況の報告（令和 7 年 1 月 1 日～同年 3 月 3 1 日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省課長・企画官相当職以上※）が、離職後 2 年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、令和 7 年 1 月 1 日から同年 3 月 3 1 日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和 2 9 年法律第 1 6 5 号）第 6 5 条の 1 1 第 5 項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙 1 及び別紙 2 により公表します。

※ 自 衛 官：1 等陸佐、1 等海佐又は 1 等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の 1 等陸佐、1 等海佐及び 1 等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者に限る。）

事務官等：行政職俸給表（一） 7 級以上の者又はこれに相当する者（行政職俸給表（一） 7 級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者に限る。）

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室
電話：0 3－3 2 6 0－0 8 1 2（直通）

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(令和7年1月1日～同年3月31日分)

[届出区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項 の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項 の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項 の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	7	-	16	23

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名 再就職先 区分	国又は地方 公共団体の 機関	独立行 政法人	国立大学 法人	特殊法人	認可法人	公益社団法 人又は公益 財団法人	一般社団法 人又は一般 財団法人	学校法人、 社会福祉法 人又は更生 保護法人	その他の非 営利法人	営利法人	自営業	その他	合計
防衛省	2	-	-	-	-	-	1	1	7	10	2	-	23

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告
(令和7年1月1日～同年3月31日分)

別紙2

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注１)	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容（注１）			離職日	再就職日 (注２)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注３)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無（注４、５）	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
1	西村 修	57	陸上自衛隊西部方面混成団第19普通科連隊長	R6.11.1	R7.1.28	陸上自衛隊西部方面混成団第19普通科連隊長	R6.11.1	R7.3.17	第19普通科連隊の指揮監督	R7.3.17	R7.4.1	九州電力株式会社	発電事業等	顧問（嘱託）	無	有
2	大谷 純	51	航空自衛隊第3補給処資材計画部長	R7.2.1	R7.2.7	航空自衛隊第3補給処資材計画部長	R7.2.1	R7.3.24	通信器材の取得及び在庫統制に関する業務	R7.3.24	R7.3.25	合同会社くりはま	家庭的保育事業	保育所における事務担当及び保育補助担当	無	無
3	大谷 純	51	航空自衛隊第3補給処資材計画部長	R7.2.7	R7.2.19	航空自衛隊第3補給処資材計画部長	R7.2.7	R7.3.24	通信器材の取得及び在庫統制に関する業務	R7.3.24	R7.3.25	医療法人社団優和会	健康診断事業	優和会本部における業務指導職	無	無
4	加畑 忠康	56	航空自衛隊航空教育隊司令兼 防府南基地司令	R7.1.16	R7.2.14	航空自衛隊航空教育隊司令 兼 防府南基地司令	R7.1.16	R7.3.31	航空教育隊の隊務掌理及び防府南基地における基地業務の指揮監督	R7.3.31	R7.4.1	SBS東芝ロジスティクス株式会社	倉庫業、貨物利用運送事業等	参事	無	有
5	山口 裕之	58	防衛装備庁航空装備研究所誘導技術研究部長 併 防衛装備庁航空装備研究所誘導技術研究部シーカ研究室長	R6.8.13	R6.11.15	防衛装備庁航空装備研究所誘導技術研究部長 併 防衛装備庁航空装備研究所誘導技術研究部シーカ研究室長	R6.8.13	R7.3.31	誘導技術に関する研究業務等	R7.3.31	R7.4.1	学校法人ものづくり大学	教育及び研究	技能工芸学部情報メカトロニクス学科教授	無	無
6	木村 文彦	65	防衛医科大学校病院副院長 併 防衛医科大学校医学教育部医学科教授	R7.1.20	R7.2.3	防衛医科大学校病院副院長 併 防衛医科大学校医学教育部医学科教授	R7.1.20	R7.3.31	病院管理、教育及び医療業務	R7.3.31	R7.7.1	医療法人社団嬉泉会	医療事業	春日部嬉泉病院医師	無	無
7	庄野 聡	60	海上自衛隊舞鶴衛生隊司令兼 舞鶴地方総監部管理部衛生監理官	R6.10.19	R6.11.8	海上自衛隊舞鶴衛生隊司令 兼 舞鶴地方総監部管理部衛生監理官	R6.10.19	R7.5.28	隊務統括及び地方総監部における専門的助言	R7.5.28	R7.6.1	特定医療法人新仁会	診療	奈良春日病院医師	無	無

(注1) 約束前の求職開始日とは、再就職の約束をした日以前の隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。
①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日
②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日
③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日
該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に約束前の求職開始日があった場合を含む。)には、「約束前の求職開始日」欄に「ー」と記載し、「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載している。

(注2) 「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

(注3) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注4) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第18条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る。)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【2. 自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注１)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容（注１）				離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無（注２）	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無（注３、４）
					官職又は階級	在職期間		職務内容							
						自	至								
１	荒木 俊一	５７	航空自衛隊西部高射群司令	-	-	-	-	-	R5. 8. 22	R7. 1. 16	株式会社KNDコーポレーション	運送事業、倉庫事業等	顧問（非常勤）	無	無
２	小池 啓司	５９	自衛隊那覇病院長	-	-	-	-	-	R5. 12. 22	R7. 1. 20	一般社団法人春風会	医業	春風会クリニック管理医師（理事兼任）	無	無
３	小幡 哲也	５７	海上自衛隊幹部学校防衛戦略教育研究部戦史統率研究室（海上自衛隊艦艇開発隊司令）	-	-	-	-	-	R5. 12. 31	R7. 3. １	自営	水先人（函館水先区水先人会所属）	-	無	無
４	西川 康彦	５７	海上自衛隊東京業務隊付（海上幕僚監部首席会計監査官）	-	-	-	-	-	R6. 2. 6	R7. 3. １	株式会社M&Nロジテック	物品の管理、補給等に関する業務	監理部長	無	無
５	有澤 治幸	61	防衛装備庁艦艇装備研究所長	-	-	-	-	-	R6. 7. 19	R7. 3. １	株式会社日本製鋼所	樹脂関連機械及びレーザー応用製品を中心とした幅広い産業機械事業並びに電力、石油、天然ガス等エネルギーに関わる諸製品を柱とする素材材・エンジニアリング事業	招聘顧問（正社員）	無	無
６	酒井 良	61	海上幕僚長	R6. 3. 1	海上幕僚長	R6. 3. 1	R6. 7. 19	海上幕僚監部の所掌事務に係る海上自衛隊の隊務及び海上自衛隊の隊員の服務を監督、当該隊務に関し最高の専門的助言者として防衛大臣を補佐、並びに当該隊務に関し部隊等に対する防衛大臣の命令を執行	R6. 7. 19	R7. 1. 13	米海軍大学院（Naval Postgraduate School）	学生教育	国際フェロー	無	無
７	深澤 雅貴	59	防衛装備庁長官	-	-	-	-	-	R6. 7. 19	R7. 3. １	東京海上日動火災保険株式会社	保険業	顧問	無	無
８	伊藤 顕	58	航空自衛隊第1航空団司令 兼 浜松基地司令	-	-	-	-	-	R6. 8. 2	R7. 1. 1	三菱重工業株式会社	船舶、発電プラント、環境装置、産業用機械、航空・宇宙機器、エアコン等の製造、販売及びエンジニアリング	顧問	無	無
９	伊藤 弘	59	海上自衛隊横須賀地方総監	-	-	-	-	-	R6. 8. 2	R7. 3. １	東京海上日動火災保険株式会社	保険業	顧問	無	無
10	二川 達也	58	海上自衛隊呉地方総監	-	-	-	-	-	R6. 8. 2	R7. 1. 1	日本生命保険相互会社	保険業	特別営業顧問（特別囑託）	無	無
11	平 剛	57	陸上自衛隊高射学校付（陸上自衛隊高射学校高射教導隊長）	R6. 7. 5	①陸上自衛隊高射学校高射教導隊長 ②陸上自衛隊高射学校付	①R6. 7. 5 ②R6. 8. 1	①R6. 7. 31 ②R6. 9. 11	①高射学校が実施する教育・研究に関する支援、高射教導隊の隊務運営全般に関する業務 ②特に命ぜられた事項	R6. 9. 11	R7. 1. 1	四街道市役所	地方公務	危機管理監（会計年度任用職員）	無	有
12	齋藤 敏幸	59	防衛省人事教育局給与課長	-	-	-	-	-	R6. 9. 30	R7. 2. 1	日本生命保険相互会社	保険業	顧問	無	無

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 （注１）	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容（注１）				離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無（注２）	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無（注３、４）
					官職又は階級	在職期間		職務内容							
						自	至								
13	鶴岡 俊樹	60	防衛省大臣官房訟務管理官	-	-	-	-	-	R6. 9. 30	R7. 1. 1	富国生命保険相互会社	保険業	顧問	無	無
14	北川 敬三	56	海上自衛隊幹部学校防衛戦略教育研究部長	-	-	-	-	-	R6. 12. 19	R7. 1. 1	自営（K2. Connect International）	国際ビジネスコンサルティング、人材養成、教育研究、著述及び講演	-	無	無
15	酒井 秀典	58	陸上自衛隊第10師団長	-	-	-	-	-	R6. 12. 20	R7. 2. 1	富国生命保険相互会社	保険業	主席顧問（常勤囑託）	無	無
16	更谷 光二	58	陸上自衛隊航空学校長 兼 明野駐屯地司令	-	-	-	-	-	R6. 12. 20	R7. 3. 1	第一生命保険株式会社	保険業	顧問	無	無

（注１）離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。
①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日
②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日
③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日
該当する日がなかった場合（自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第320号）の施行日（平成30年１月１日）前に離職前の求職開始日があった場合を含む。）には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、「－」と記載している。

（注２）「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の３第２項第５号の規定に基づく承認をいう。

（注３）「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第１項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

（注４）「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第２項において準用する国家公務員法第18条の５第１項及び第18条の６（同項に係る部分に限る。）の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 （略）

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。